

負担限度額変更のお知らせ

- **令和6年8月**から、近年の光熱・水道費の高騰や、在宅で生活している人との負担の均衡を図るため、**居住費（滞在費）に係る自己負担限度額が次のとおり変更**となります。

変更内容

居住費（滞在費）の自己負担上限額が**1日当たり60円引き上げられます。**
 （第1段階多床室除く）

● 居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

令和6年7月まで

利用者負担段階	所得の状況【※1】		預貯金等【※2】 資産要件	居住費（滞在費）			食費 【 】内 ショートステイ	
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室【※3】		多床室
第1段階	生活保護受給者		要件なし					
	世帯員	高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	前年の合計所得 +年金収入額80万円以下		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 【600円】
	第3段階①	前年の合計所得+年金収入 額80万円超120万円以下		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②		前年の合計所得 +年金収入額120万円超		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

【※1～3】説明は下部に記載

令和6年8月から

下の表中、太枠で囲まれた中の額が変更箇所となっています。

第1段階	生活保護受給者		要件なし					
	世帯員	高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
第2段階	前年の合計所得 +年金収入額80万円以下		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
	第3段階①	前年の合計所得+年金収入 額80万円超120万円以下		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②		前年の合計所得 +年金収入額120万円超		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

【※1】住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者を含みます。

【※2】第2号被保険者は利用者負担段階に関わらず預貯金等の資産要件は以下の通りです。

単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下

【※3】従来型個室（ ）内は特養またはショートステイ（短期入所者生活介護）分です。